

町住宅リフォーム補助事業と地震による住宅被害復旧補助制度

問い合わせ先：建設水道課 ☎46-5569

町住宅リフォーム補助

町では、町民が町内施工業者に依頼して住宅のリフォームの工事を行う場合に要する経費の一部を補助します。

■対象となる工事

町内に住所を有する事業者に工事を依頼し、工事の金額が30万円以上のもので、申請のあった年度内に着工し、かつ、当該年度内に完了する工事

■工事内容

住宅の修繕や改築、増築や模様替えなど住宅の維持や機能向上のため行う補修等

■補助額

▽対象工事に要する工事の金額の20％（上限は20万円）

※補助金額の50％に相当する額は、ひらいずみ商業協同組合商品券で交付します。

地震による住宅被害復旧補助制度

東日本大震災と4月7日に発生した余震により住宅が被災した人

を対象に、補修費用や改修費用の一部を助成します。被災した後に工事を行い、すでに工事が終わっているものについても、補助金を受けることができます。

■補修に対する助成

▽10万円以上の補修工事の半額（ただし上限は30万円）

※半壊、一部損壊した住宅が対象。応急修理制度を活用した場合は対象外です。

■改修に対する助成

①地震に強くする（現在の耐震基準を満たさない住宅を基準に適合させる工事）

▽耐震改修工事の費用の半額（ただし上限は60万円）

②バリアフリーにする（床の段差解消、手すり設置、高齢者用トイレ設置などの工事）

▽バリアフリー改修工事の費用の半額（ただし上限は60万円）

③県産材の使用

▽県産の木材を積極的に使用した改修工事の費用の半額（ただし上限は20万円）

■被災宅地復旧に対する助成

地盤の補強や整地工事、擁壁の設置や補強工事などの復旧工事の費用の半額（ただし上限は200万円です）

※対象となる工事内容を組み合わせ、それぞれ補助金が交付されます。

■利子補給

新築・補修で金融機関などから借り入れをした場合に、その利子の一部を補給します。

対象となる工事内容や手続きの方法など、詳しくは建設水道課までお問い合わせください。



男女共同参画サポーター養成講座受講生募集

問い合わせ先：総務企画課 ☎46-5578

県では、地域における男女共同参画の意識向上と活動促進を目的に、男女共同参画に関心のある人を「男女共同参画サポーター」として養成するため、講座を実施します。

■募集人員：2人（町から県へ推薦する人数）

■募集対象：町内在住の20歳以上の人で

▽男女共同参画への取り組みに関心がある人

▽地域で自主的に活動したいと考えている人

▽ボランティア活動などを実践している人

■講座期間：5月～11月（全6日間14講座）

■受講会場：いわて県民情報交流センター「アイーナ」（盛岡駅西口）

■受講料：無料

※交通費、テキスト代などは自己負担になりますが、予算の範囲内で町が助成します。（自己負担額のおおむね2分の1程度）

■応募方法：所定の申込書に記入の上、5月7日（火）までに役場総務企画課へ提出してください。

野外焼却は禁止されています

問い合わせ先：町民福祉課 ☎46-5562

野外焼却は、法律や県条例で、次の例外規定を除き禁止されています。

しかし、焼却により放射性物質が再飛散し、健康に被害が生じるのではないかというような不安の声が寄せられています。

安心して生活を送るため、野外焼却は、控えていただくようご協力をお願いします。

例外で認められている焼却

- ①法令に基づく焼却（伝染病家畜、松くい虫被害伐採木等の焼却）
- ②風俗慣習上の行事のための焼却（火祭り、どんと焼き等）
- ③農林漁業のためのやむを得ない焼却（草や木の葉、枝やもみガラ、わらなどの焼却）
- ④学校教育などのための焼却（キャンプファイヤーなど）

福島原子力発電所の事故直後には、町内でも濃度の高い放射性物質に汚染された稲わらや牧草などが確認されましたが、これらは保管などの対応をとっています。昨秋に実施した稲わらなどの調査でも高い数値は見られず、町の除染作業も進んでいます。各種情報の公表などにより不安解消に努めていきますので、これからも冷静な対応と適正な廃棄物処理にご協力をお願いします。

アメリカシロヒトリの防除

問い合わせ先：農林振興課 ☎46-5564

アメリカシロヒトリとは、戦後アメリカから侵入した外来種の蛾の一種です。6～7月ごろと、8～9月ごろの年2回発生します。

被害にあいやすいのは、桑や柿、桜や梅などの落葉広葉樹です。卵からかえった幼虫は、糸を吐いて巣網を作り、集団となって固まっています。10日ほど過すと一気に分散し、葉っぱを全て食べてしまいます。

■効果的な防除方法

幼虫が白い網状の巣を作り群生している場合は、分散する前に、葉っぱ、あるいは小枝ごと切り取り、幼虫を踏み潰した後、ごみ袋に入れて燃えるごみとして出しましょう。（※この時期は薬剤を散布してもほとんど巣の中まで届きません）

■薬剤散布による防除

もし発見が遅れ、毛虫が巣網から分散してしまった場合は、薬剤による防除方法もあります。やむを得ず薬剤散布を行う場合は、取

り扱いに十分注意しましょう。▽使用前には説明書をよく読みましょう。

▽散布前には必ず近所に知らせましょう。

▽風向きに注意し、付近に人がいないか、洗濯物を干していないか確認し、家畜や作物などにもかからないように気を付けましょう。

※スミチオン乳剤やトレボン乳剤などの薬剤が効果的です。最寄りの販売店にご相談ください。

■防除用機器の貸し出し

町では、高枝切りバサミや防除用機器の貸し出しを無料で実施しています。電話での予約も可能ですが、後日申請書と使用報告書の提出をお願いします。

■自分で防除できない場合

高所作業を伴うなど個人での作業が不可能な場合は、造園業者などに作業を依頼する方法もあります。業者に直接ご相談ください。※公共施設などの樹木で発生した場合は、施設管理者である町などが防除を実施しますが、個人の土地の樹木は、所有者自身で対応していただくこととなります。

春の農作業安全月間

問い合わせ先：農林振興課 ☎46-5564

農作業が忙しくなるこれからの時期は、農作業事故が起こりやすくなります。急な作業開始は、思わぬ農機具事故につながります。ゆとり的心を持って、あわてず計画的に作業をしましょう。

▽農業機械の始業前点検など基本動作の励行

▽相手から見やすい夜光反射材などの装着

▽農作業者だけではなく、家庭や地域での事故防止意識の醸成